

■ 委員長報告概要 ■

	令和 3 年 3 月 定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 19 号 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
概 要	地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体は、市長や職員、行政委員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、損害賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができることとされたことから、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する事項を定めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 本条例には市長等が負わなければならない最低限の損害賠償責任額が定められており、その額を超える損害賠償責任額が免責される。 * 地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により聴いた監査委員の意見は、本条例の制定を肯定するものであった。 * 免責される額は、免責される前の損害賠償責任額から基準給与年額に条例で定める乗数を掛けた額を差し引いた額である。なお、その乗数は市長が 6、副市長等が 4、農業委員等が 2、職員が 1 となっている。 * 条例を制定している県内他市は、全て乗数を定めている。 * 免責された額は、市が支払うことになる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 20 号 山陽小野田市山陽消防署植生出張所建設基金条例の制定について
概 要	山陽消防署植生出張所の建て替えに伴う建設財源を確保するため、地方自治法に基づき基金を設置するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 資金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部又は一部とし、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第 10 条第 3 項に規定する施設整備基金として積み立てる。 * 令和 3 年度と 4 年度で約 1 億 7,000 万円を積み立てる予定である。 * 県の貯蔵施設の立地交付金を充当するので、県に申請する際、庁舎の建設場所、平面図等を一緒に提出することになる。
討 論	現在地での建て替えが前提となっており、そこはハザードマップ内にある埋立地で、地震が発生した場合、液状化現象が起こることも予想されるため、本条例には反対である。
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 36 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
概 要	宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日限り、宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		令和 3 年 3 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 11 号 令和 3 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計 予算について	
概 要	国保制度の県広域化後 4 年目の予算総額は、歳入歳出とも 73 億 8,568 万 9,000 円で、前年度当初予算と比べて 1.1%、7,892 万 1,000 円の減となっている。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 被保険者数は年々減少しているが、一人当たりの医療費は毎 年 3 ポイント程度増加している。 * 事業費納付金は令和 3 年度も減少する予定である。 * 保険料を安定させるために基金を活用しているので、令和 2 年度末の基金残高は 10 億円を割る見込みである。 * 応募者が多く、抽選となっている脳ドック検診について、市 民病院が新たに 40 名を引き受け、定員を 90 名とした。 * 会計年度任用職員については、一般会計予算と同様に補正で 対応する。 	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 12 号 令和 3 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算 について	
概 要	第 8 期事業計画期間 1 年目の予算総額は、歳入歳出とも 65 億 7,429 万 1,000 円で、前年度当初予算と比べて 1.6%、1 億 836 万 7,000 円の減となっている。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 要支援を含む要介護の認定者数は、令和 3 年 1 月末時点で 3,809 人。 * 安心ナースホン登録者には、1 か月に 1 回状況を確認すると ともに、機器に不具合がないかどうか確認している。 * 第 2 層協議体は、現在 7 か所設置されている。 * 会計年度任用職員については、一般会計予算と同様に補正で 対応する。 	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

令和3年3月定例会

民生福祉常任委員会

議案件名	議案第13号 令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について
概要	予算総額は、歳入歳出とも11億3,706万4,000円で、前年度当初予算と比べて0.8%、869万1,000円の減となっている。
論点又は質疑によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none">*本会計に会計年度任用職員はいない。*高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を開始する。来年度は1つの日常生活圏域で実施する。*被保険者数は、令和3年2月末現在で1万737人である。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

議案件名	議案第15号 令和3年度山陽小野田市病院事業会計予算について
概要	入院患者数を一日平均180人、外来患者数を一日平均380人と見込み、病院事業収益は43億625万8,000円、病院事業費用は47億2,152万6,000円となっている。この結果、税処理後の損益を3億1,087万4,000円の単年度純損失と見込んでいる。
論点又は質疑によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none">*医師2名を増員とすることにより、患者数の増加を見込み、前年度当初予算と同じ入院患者数を設定。*地域包括ケア病棟導入の効果を考慮して、一人1日当たりの入院単価を3万9,250円と見込んでいる。*事務職員を2名増員し、1名は経営企画担当を予定している。*本人が希望しない限り、フルタイムの会計年度任用職員をパートタイムへ切り替える予定はない。*工業用水道事業会計への償還は今回で最後となる。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

令和3年3月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 21 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	第 8 期介護保険事業計画の策定と介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 介護保険料の標準月額は、第 7 期と同じ 5,500 円、年額 6 万 6,000 円となっている。 * 介護給付費準備基金から、年度ごとに 1 億 5,000 万円を繰り入れることで、第 7 期と同じ保険料にする。 * 要支援を含む要介護の認定者数は、令和 3 年度で 3,814 人、令和 4 年度で 3,831 人、令和 5 年度で 3,851 人を見込んでいる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 22 号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の基準の一部改正に伴い、感染症対策の強化等の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 介護現場の負担軽減策として、利用者への説明や記録について、電磁的記録等による保存を認める。 * 感染症の発生やまん延を防止するための研修・訓練の実施を義務付ける。 * 高齢者の虐待等を防止するための委員会の開催や研修の実施を義務付ける。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和3年3月定例会

民生福祉常任委員会

議案件名	議案第23号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概要	国の基準の一部改正に伴い、感染症対策の強化等の改正を行うもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	* 急な退職等で主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合、主任介護支援専門員を管理者としないことを可能とする。 * 支給限度利用額の利用割合が高く、訪問介護サービスの割合が多い利用者のケアプランを作成した事業者を点検し、検証する仕組みを導入する。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

議案件名	議案第24号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概要	国の基準の一部改正に伴い、人員配置基準の緩和等の所要の改正を行うもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	* 介護予防小規模多機能型居宅介護において、介護老人福祉施設等に併設している場合、入所者の処遇や事業所の管理に支障がない場合、管理者と介護職員の兼務を可能とする。 * 介護予防認知症対応型通所介護において、避難訓練等の実施時に地域住民の参加が得られるよう、連携に努めることを求める。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

令和3年3月定例会

民生福祉常任委員会

議案件名	議案第25号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概要	国の基準の一部改正に伴い、人員配置基準の緩和等の改正を行うもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	* 夜間対応型訪問介護のオペレーターを併設施設の職員や随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務できるようにする。 * 地域密着型介護老人福祉施設に対して、口腔衛生管理体制を整備し、入所者に対して口腔衛生の管理を行うことを求める。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

議案件名	議案第26号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概要	国の基準の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和等の改正を行うもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	* 家庭的保育事業等とは、小規模な施設でゼロ歳から2歳児までを対象に行う事業である。3歳に達する年度に連携施設で受け入れて、教育又は保育を提供することが求められているが、今回の改正により、必要な措置が講じられている場合は、連携施設を確保する必要がなくなる。 * 保護者の疾病等により家庭での保育が困難となった乳幼児に居宅訪問型保育を提供することを明確化する。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

令和3年3月定例会

民生福祉常任委員会

議案件名	議案第27号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概要	国の基準の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和等の改正を行うもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	*議案第26号の家庭的保育事業等は児童福祉法に基づくものであり、地域型保育事業は子ども・子育て支援法に基づくものであるが、両事業は同じものである。今回の改正により、必要な措置が講じられている場合は、連携施設を確保する必要がなくなる。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

議案件名	議案第28号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概要	国の基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員が受講する認定資格研修の実施主体に中核市の長を加えるもの
論点又は質疑によって明らかになった事項	*放課後児童支援員認定資格研修は現在、山口県が実施しているが、今後、下関市が研修を実施した場合、参加することができる。 *認定資格研修の実施者が増えるため、受講しやすくなると見込まれる。
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

令和3年3月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 29 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国民健康保険法施行令の一部改正と健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、国保料軽減判定基準額等の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 税制改正前に国保料の軽減措置の対象となっていた世帯が、対象から外れる可能性を条例改正することでなくす。 * 新たに低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除が追加される。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 37 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
概 要	小野田本山郵便局と小野田有帆郵便局では、住民票の写し等証明書の発行業務を取り扱っており、その取扱期間が令和3年3月31日で満了するため、期間を延長して、再指定することについて、議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* コンビニと郵便局で取得できる書類は、ほぼ同じである。 * 市が郵便局に支払う取扱手数料は、1件当たり176円であるのに対し、コンビニは117円である。 * 60代から80代の利用者が多く、マイナンバーカードを取得してもコンビニ交付を利用するかは不明である。 * ほかの郵便局は、市の支所等が近くにあるため、指定は考えていない。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和3年3月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 39 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 5 回）について
概 要	今回の補正は、介護保険業務システム改修事業の一部が年度内に完了しない見込みとなったため、506 万 7,000 円を令和 3 年度に繰り越すもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none">* 国からのシステム変更に係る参考資料の提示が遅れたため、システム開発に取り掛かる時間がなくなった。* システムの改修は、令和 3 年 7 月末に完了予定である。* 4 月 1 日から必要な機能は 3 月中に終了するため、介護サービス利用者や事業所等に影響はない。* やまぐち自治体クラウドを共同運用している 5 市 2 町も同様に予算を繰り越す。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		令和 3 年 3 月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 10 号 令和 3 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について	
概 要	予算総額は、歳入歳出とも 2,933 万 8,000 円で、前年度当初予算と比べて 28.5%、1,170 万 7,000 円の減となっている。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「南口駐車場に広告看板を設置する検討はしているか」との質問に「広告設置者から申し出があれば、許可できるようになっている。貴重な収入になるため、PR 方法を考えていく」との答弁 ・ 「身障者用の駐車場は何台分あるか。また、駐車台数全体に占める身障者用駐車場の割合について、規定はあるか」との質問に「現在 5 台ある。山口県福祉のまちづくり条例に努力義務が定められており、適切な台数分を確保している」との答弁 ・ 「数年前、精算機を破壊される事故があったが、対策はしているか」との質問に「平成 30 年 11 月からセキュリティが厳しい機械を導入した」との答弁 	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 14 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について	
概 要	予算総額は、歳入歳出とも 219 億 2,370 万 9,000 円で、前年度当初予算と比べて 43.3%、66 億 2,568 万 2,000 円の増となっている。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「レース映像利用料収入の説明を」との質問に「山陽オートが提供するレース映像を民間ポータル会社が使用する利用料である。民間ポータル会社が、独自のウェブサービス、スマートフォンなどのアプリの中でレース放送を行うことにより、更なる売上向上を図る」との答弁 ・ 「需用費、消耗品費が昨年より 700 万円増額している理由は」との質問に「ミッドナイトレース回数の増加による消音マフラーの消耗を考慮したため」との答弁 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「燃料費が約 100 万円減額になっている理由は」との質問に「ミッドナイトレースに係る照明機器の操作に慣れ、照明の点灯時間を減らすことができ、節電できるようになったため」との答弁 ・ 「第 5 駐車場について地権者との協議など、現状はどうなっているか」との質問に「地権者の 5 名と協議をしているが、交渉の途中であるため、詳細な答弁は控えたい」との答弁 ・ 「スタンド改修についての説明を」との質問に「実施設計に当たり、複雑な建物の構造と機器移設の困難さから一旦立ち止まって見直したい。令和 3 年度に計上した関連予算を全額減額したいと考えている」との答弁 ・ 「重勝式の成立件数は」との質問に「3 月 14 日時点で、ミニが 4,049 回、メガが 43 回、ギガが 0 回である」との答弁 ・ 「ミッドナイトレースの売上げが好調であることから、賞金増額の要望が選手から挙がっていると聞いているが、検討はされているか」との質問に「ミッドナイトレースについては、令和 3 年度から出場手当が 1 日 2,000 円増額となる」との答弁
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 16 号 令和 3 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
概 要	<p>収益的収支の収入は前年度当初予算と比べて 6,526 万 6,000 円減の 14 億 8,714 万円、支出は前年度当初予算と比べて 9,303 万 8,000 円減の 13 億 7,540 万 5,000 円となっており、税処理後の単年度純利益を 6,279 万 1,000 円と見込んでいる。</p> <p>資本的収支の収入は 3 億 9,842 万 1,000 円、支出は 9 億 6,906 万 9,000 円となっており、差し引き 5 億 7,064 万 8,000 円の不足が見込まれているが、損益勘定留保資金等に加え、積立金を 1 億 1,783 万 3,000 円取り崩して補填することとなっている。なお、内部留保資金は 6 億 4,670 万 3,000 円となっている。</p>
論点又は質疑 によって明らか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「有収率とその目標値は」との質問に「有収率は 85.47%で、目標は 90%である」との答弁

<p>になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「管路の更新の状況は」との質問に「管路の老朽化に対し、更新が追いついていない状況である」との答弁 ・ 「漏水の調査は、どのように実施しているか」との質問に「大規模な管路は、年 4 回定期的に巡視している。一般の配水管は市民からの通報が多い」との答弁 ・ 「一般会計の負担見込み額約 1 億 3,000 万円の説明を」との質問に「簡易水道を上水道に統合した費用と、合併前に統合した簡易水道の事業費を市の一般会計に負担していただく」との答弁
<p>討 論</p>	<p>討論なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第 17 号 令和 3 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について</p>
<p>概 要</p>	<p>収益的収支の収入は前年度当初予算と比べて 168 万 7,000 円減の 2 億 8,804 万 8,000 円、支出は前年度当初予算と比べて 2,117 万円減の 2 億 3,456 万 4,000 円となっており、税処理後の単年度純利益を 5,363 万 4,000 円と見込んでいる。</p> <p>資本的収支の収入は 6,600 万円、支出は 2,981 万 9,000 円となっており、2,981 万 9,000 円の不足を見込んでいるが、損益勘定留保資金等に加え、積立金 2,396 万 9,000 円を取り崩して補填することになっている。なお、内部留保資金は 7 億 4,861 万 1,000 円となっている。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「給水収益で 400 立方メートル減となっている理由は」との質問に「1 事業所から減量の申し出があったためである。なお、同じ事業所からは平成 29 年度から令和 2 年度まで 500 立方メートルずつの減量の申し出があり、対応している。」との答弁 ・ 「減量の理由を聞いているか」との質問に「企業努力と聞いている」との答弁
<p>討 論</p>	<p>討論なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第 18 号 令和 3 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について</p>
----------------	--

<p style="text-align: center;">概 要</p>	<p>収益的収支の収入は前年度当初予算と比べて2,861万8,000円増の19億1,188万4,000円、支出は前年度当初予算と比べて4,130万9,000円増の18億8,065万円となっている。</p> <p>資本的収支の収入は前年度当初予算と比べて3億1,799万6,000円減の13億6,658万2,000円、支出は前年度当初予算と比べて3億583万9,000円減の21億4,207万3,000円となっており、不足する7億7,549万1,000円は損益勘定留保資金等で補填することになっている。</p>
<p style="text-align: center;">論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不明水の調査は、どこを調査するのか」との質問に「山陽処理区を調査する。平成30年度に実施したが、原因を完全に絞り込めなかったため、改めて実施する」との答弁 ・ 「毎年同じように不足額を補填しているが、傾向はどうなっているか」との質問に「下水道会計は、使用料だけでは到底賄えないため、一般会計が赤字補填をしている。基本的に赤字会計であるが、繰入れを少なくするよう企業努力をしていく」との答弁 ・ 「普及率が上がっている理由は」との質問に「令和元年度末に共和台を接続し、令和2年度に小野田西の農業集落排水を統合したためである。さらに、令和3年度に南平台と青葉台を接続する予定である」との答弁 ・ 「会計年度任用職員については、一般会計予算と同様に補正で対応する」との答弁
<p style="text-align: center;">討 論</p>	<p>討論なし</p>
<p style="text-align: center;">結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

<p style="text-align: center;">議 案 件 名</p>	<p>議案第32号 山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p style="text-align: center;">概 要</p>	<p>市道の占用料について、道路予定区域における取扱いを定め、道路占用料を徴収するため、所要の改正を行うもの。</p>
<p style="text-align: center;">論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「小野田駅前以外に該当箇所はないのか」との質問に「現在、ほかの箇所はない」との答弁 ・ 「占用料に係る期間は」との質問に「電柱や水道管は1年だが、物によって異なる」との答弁 ・ 「どういうものが対象なのか」との質問に「電柱、ガス管、水

	道管、下水道管、看板等道路内の占用物件全てである」との答弁
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 33 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、適合義務制度の対象拡大に対応するため、所要の改正を行うもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市内に該当する施設はあるか」との質問に「新たに省エネ適合義務対象となる規模の建築物の届出は過去 3 年で 1 件、低酸素の認定は 1 年で約 10 件の認定申請が出ている」との答弁 ・ 「公共施設についてはどうか」との質問に「公共施設も、300 平方メートル以上の建築物は全て適合義務が課せられる」との答弁
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 34 号 山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づき、当基本計画に示すモデル地区に河川沿いの快適な歩行者空間と多世代の交流の場となる公園を確保し、中低層住宅地に応じた土地利用の誘導等を行う厚狭駅南桜二丁目地区計画を指定するため、所要の改正を行うもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 40 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	<p>今回の補正は、スタンド棟の整備に関するものであり、令和 2 年度で実施設計業務を完了し、令和 3 年度から解体工事に着手する予定であったが、令和 2 年度内に実施設計業務を完了させることが困難となったため、令和 3 年度当初予算に計上した当該事業費を減額。歳入歳出とも 7,223 万 8,000 円を減額し、予算総額を 218 億 5,147 万 1,000 円とするもの。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「入札は何社だったのか」との質問に「基本設計、実施設計を合わせて 1 本で発注し、入札参加業者は 14 社である」との答弁 ・ 「入札予定価格と最低落札価格は」との質問に「入札予定価格は 6,637 万 4,640 円で、最低落札価格は設定していない」との答弁 ・ 「支払済のものはどうなるのか」との質問に「このたびの設計で受け取れる成果物は受け取り、それに対する対価は支払う。受け取った成果物は、どのように見直すかによるが、十分活用できている」との答弁 ・ 「アスベスト調査は終わっているか」との質問に「調査は終わっており、調査料は支払っている」との答弁 ・ 「前払金 790 万円の根拠は」との質問に「契約金額の 30%が前払金の額である」との答弁 ・ 「本当に改修工事ができるのか」との質問に「現有する施設の一部を使用し、営業しながらスタンド改修を行うというコンセプトがあったが、それが可能かどうか今後発注方法の見直しを含め検討していく」との答弁 <p>「開催を止めて、スタンド改修工事に何日か充てることも念頭に入れた検討と考えてよいか」との質問に「どこまで営業停止ができるか分からないが、選択肢の一つと思っている」との答弁</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

		令和3年3月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議案件名	議案第9号 令和3年度山陽小野田市一般会計予算について	
概要	令和3年度山陽小野田市一般会計予算は、歳入歳出とも292億円で、前年度当初予算と比べて1.5%、4億5,100万円の減となっている。財政力指数は3か年平均で0.599、実質公債費比率は8.1%を見込む。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【移住定住プロモーション事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ポータルサイトの情報発信ターゲットを20歳代後半から40歳代までとした理由は」との質問に「結婚したり、子供を産んだりされる年齢層ということで、人口増につながる」との答弁。 <p>【子ども医療費助成拡充事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「所得制限を加えた理由は」との質問に「財政的な理由」との答弁。 <p>【自由討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の雇用形態の変更について、丁寧な説明がなされていない。 <p>【組替え動議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組替え動議の提出 ・「特別会計等の予算はどうなっているか」との質問に「現在、審議保留となっている」との答弁。 ・組替え動議の可決後、執行部からの本定例会に補正予算を提出して対応するとの発言について、「あさってまでの会期中にできるのか」との質問に「タイトな作業で職員に負荷をかけるが、議決を尊重する中で進めたい」との答弁。 	
討 論	反対討論あり	
結 果	賛成多数で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		令和 3 年 3 月 定例会
		山口東京理科大学調査特別委員会
議 案 件 名	議案第 35 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について	
概 要	<p>制定の理由は、地方独立行政法人法の改正の趣旨に照らし、地方独立行政法人の役員等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、負担する損害賠償責任額を軽減する措置を講じることが相当と考えられることから、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の役員等の損害賠償に係る最低責任限度額を設定するもの。最低責任限度額は、理事長又は副理事長が基準報酬年額の 6 倍、理事が 4 倍、監事又は会計監査人が 2 倍となっている。</p> <p>なお、地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 5 項の規定により準用する地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、議会は本条例の制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされているところ、3 月 10 日の委員会で、この意見を聴かないまま採決を行ったため、監査委員の意見を聴いた上で、3 月 17 日に再審査を行った。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 監査委員の意見は、本条例の制定を肯定するものであった。</p> <p>* 職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったかどうかについては、最終的に市が判断することになっている。</p> <p>* 免責される前の損害賠償額は、裁判で決まる場合もある。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	